

高知県緑化促進事業費補助金に関する Q&A

(令和 7 年 4 月 18 日)

○事業実施計画協議書について

問 1 別紙 2 に記載の計画の面積のうち、計画地全体は何を記載すればよいか。

(答)

事業を行う計画地全体の面積を記載してください。

登記面積と異なる場合は、記載いただいた計画地全体の面積が確認できるものを添付してください。なお、添付によらず図面に記載する形でも差し支えありません。

問 2 別紙 2 に記載の計画の面積のうち、緑化済み面積、計画緑化面積は何を記載すればよいか。

(答)

緑化済み面積、計画緑化面積は、樹木、芝その他の地被植物、及び花壇その他これらに類するものの水平投影面積（上空から見た場合の面積）を記載してください。

芝の上に樹木があるなど重複する場合は、二重計上とならないよう差し引いてください。

樹木の緑化面積は、次のいずれかの方法により算出した面積の合計としてください。

- (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
- (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(算出例) 樹高 3m のものを 2 本植樹する場合の算定式： $1.6 \times 1.6 \times 3.14 \times 2$

問3 補助金の対象について、森林環境税の周知のため作成し設置する看板の費用は補助の対象になるか

(答)

本事業により行う森林環境税の周知のために設置する看板の製作費用については、補助対象経費として差し支えありません。ただし、看板等は、耐久性のある素材（アルミ板や木材加工品など）を使用することとし、紙素材等耐久性の低い素材をラミネート加工する等、簡易な方法による製作は認めません。

問4 事務取扱要領の別記「高知県緑化促進事業審査基準」に記載の欠格事項「安全対策について十分に検討されていない事業」の安全対策は、植樹中の工事期間のみを指すものか

(答)

補助事業者が事業を実施するにあたっての安全対策全般を指します。そのため、設置場所等を含めた計画全般としての安全対策を確認します。

例えば、地盤の緩い傾斜地に植樹する場合等が該当します。

問5 事務取扱要領の別記「高知県緑化促進事業審査基準」に記載の「県民の参画」は、どのようなものを指すのか

(答)

計画の実施にあたって県民の方が参画されていることが確認できる内容となります。

例えば、植樹する樹種について、地域住民や当該施設の利用者の皆様の意見を反映した等が該当します。

問6 植樹に支障となる工作物等を撤去する場合の撤去費用は補助対象経費となるか

(答)

植樹にあたって当該工作物等を撤去し、その場所に植えることが植樹を行う観点から相当と認められる理由がある場合のみ対象とすることとしています。

個別の事業ごとに判断する必要がありますので、理由を整理のうえ、あらかじめご相談ください。

高知県緑化促進事業費補助金チェックリスト

補助金申請にあたっては、実施計画協議書を提出いただくこととなっております。
提出にあたり以下の事項を満たしているか御確認ください。

項目	チェック対象	チェックポイント	チェック
実施計画協議書	実施計画協議書	☐ 申請期限までの提出となっていますか。 ☐ 必要事項は記載されていますか。	☐
	実施計画協議書別紙1	☐ 必要事項は記載されていますか ☐ 申請者が所有者でない場合、所有者の承諾書を添付していますか。 ☐ 承諾書には以下の事項は記載されていますか。 ○所有者は高知県緑化促進事業の趣旨を理解した上で、 所有地の使用を承諾すること ○補助金を活用して取得した財産（樹木を含む）の所有権の所在 ○補助金を活用して取得した財産の枯損、折損等により所有地に 損害が生じた場合の責任の所在 ○事業の内容を県ホームページ等で公表することについての承諾 ○所有地を観光客等に開放する場合は、その旨の承諾	☐
	実施計画協議書別紙2	☐ 必要事項は記入されていますか ☐ 計画地の面積は全部事項証明書に記載の面積と一致していますか。 一致しない場合は、差異の内容が分かるものを添付していますか。 ☐ 緑化面積は、適切な記載となっていますか。	☐
	添付書類	☐ 以下の必要書類は添付されていますか。 ○事業地の1/50,000程度の位地図、平面図、その他計画図面 ○公図及び全部事項証明書 ○現況写真 ○事業費の積算基礎 ○事業実施主体の規約又は定款 （市町村以外が自称実施主体の場合） ○実施計画協議書 別紙1「事業実施計画地の概要」 ○実施計画協議書 別紙2「事業実施計画の考え方」	☐